

平成 27 事務年度における租税条約等に基づく情報交換事績の概要

経済のグローバル化に伴い、国境を越える取引が恒常的に行われ、企業や個人の海外取引や海外資産の保有・運用形態が複雑・多様化しています。国税庁ではこうした動きに対応し、適正かつ公平な課税の実現のための調査の充実に取り組んでおり、また、近年、G20 や OECD 租税委員会、税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラムでの議論を通じて国際的な脱税及び租税回避行為に対処するための国際協力の機運が一層高まっていることを踏まえ、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換の積極的な実施に努めています。

平成 27 事務年度（平成 27 年 7 月～平成 28 年 6 月）における情報交換の事績は以下のとおりです。

租税条約等に基づく情報交換には、「要請に基づく情報交換」、「自発的情報交換」及び「自動的情報交換」の3つの類型があり、国税庁では、いずれについても積極的な実施に努めています。また、非居住者の金融口座情報をグローバルな枠組みで自動的に交換する新たな制度が平成 29 年 1 月から施行されます。

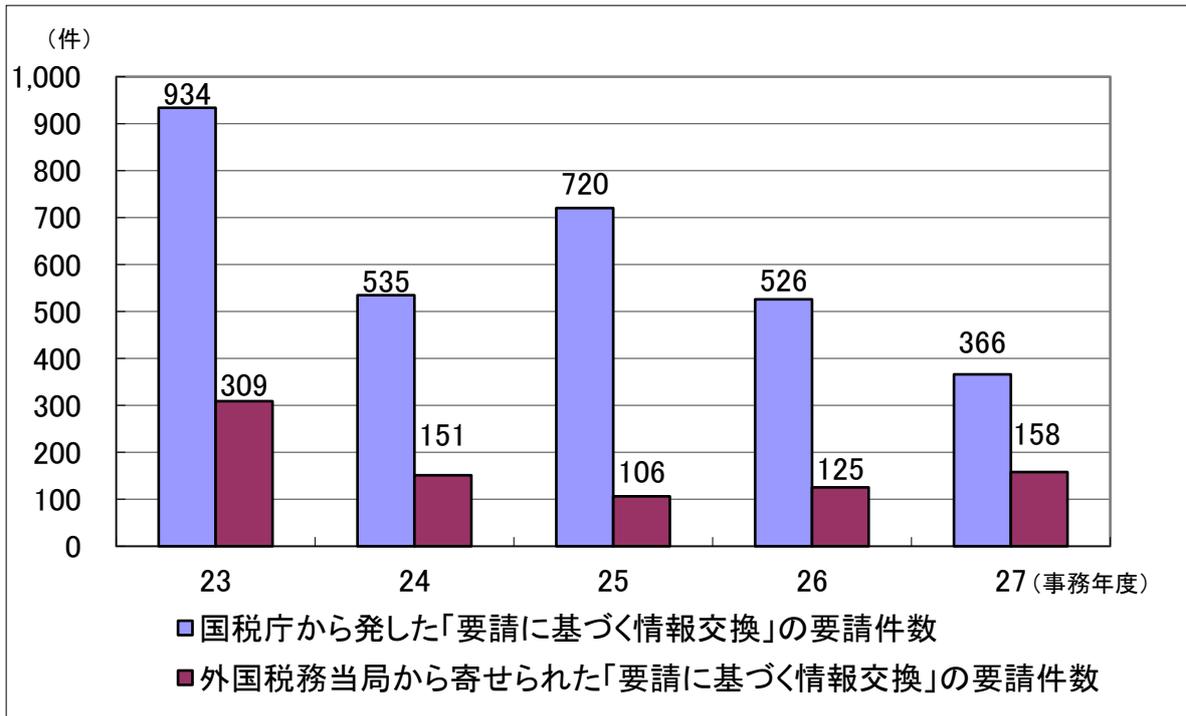
1. 「要請に基づく情報交換」

【ポイント】

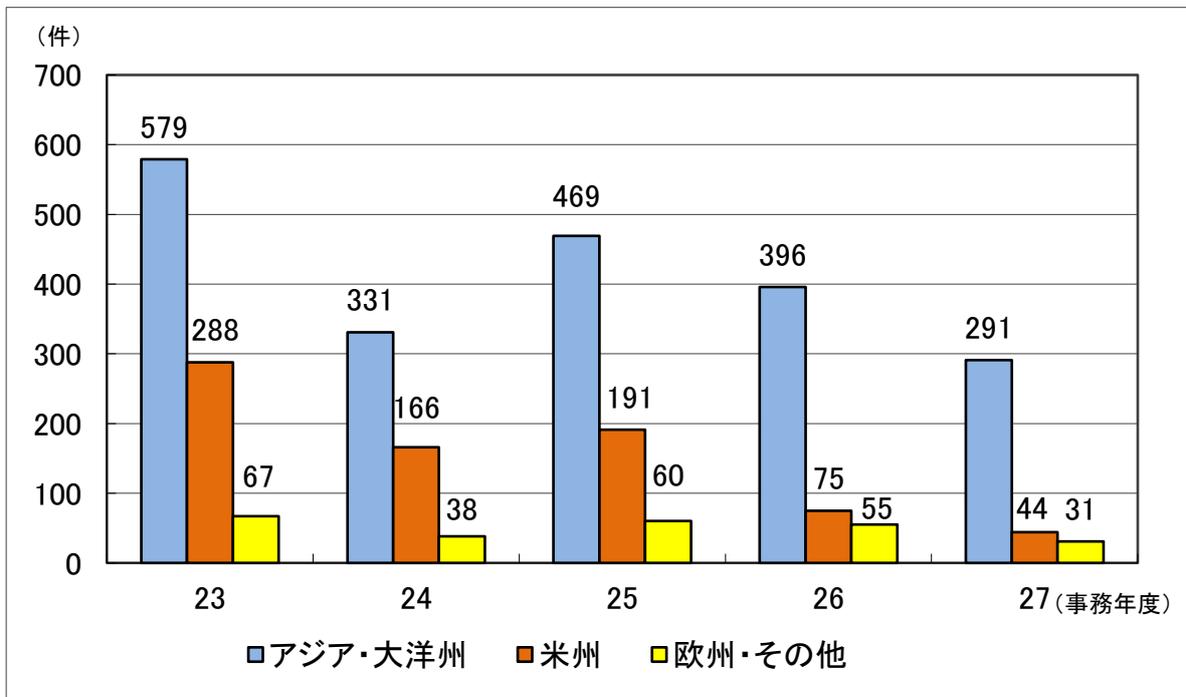
広範な情報交換ネットワークを活かし、「要請に基づく情報交換」を実施。

- 平成 27 事務年度に国税庁から外国税務当局に発した「要請に基づく情報交換」の要請件数は 366 件となっています。これらを地域別に見ると、アジア・大洋州の国・地域向けの要請が 291 件となり、全体の約 8 割を占めています。
- 平成 27 事務年度に外国税務当局から国税庁に寄せられた「要請に基づく情報交換」の要請件数は 158 件となっています。国税庁では、外国税務当局から寄せられた「要請に基づく情報交換」についても、迅速・適切な対応に努めています。

グラフ1 「要請に基づく情報交換」の要請件数の推移（平成23～27事務年度）



グラフ2 国税庁から外国税務当局に発した「要請に基づく情報交換」の地域別要請件数の推移（平成23～27事務年度）



- 「要請に基づく情報交換」は、個別の納税者に対する調査において、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できない場合に、条約等締結相手国・地域の税務当局に必要な情報の収集・提供を要請するものです。
- 「要請に基づく情報交換」は、海外の法人等との取引の内容や、海外金融機関の口座情報など、国際的な取引の実態や海外資産の保有・運用の状況を解明する有効な情報の入手手段となっています。
- 「要請に基づく情報交換」を利用することにより、外国税務当局から、海外法人の決算書及び申告書、登記情報、契約書、インボイス、銀行預金口座取引明細書、海外法人における経理処理が分かる資料のほか、外国税務当局の調査担当者が取引担当者に直接ヒアリングした内容などの情報が提供されており、調査に活用されています。

なお、我が国が情報交換を実施している国・地域には、オフショア金融センターを有する軽課税国・地域等（いわゆるタックスヘイブン）も含まれています。

（注）オフショア金融センターとは、一般に、内部経済の大きさには不釣り合いな規模で外国法人や非居住者に対する金融サービスを提供する国・地域のことをいいます。通常は税率も低いことから、いわゆるタックスヘイブンとも重なっており、金融規制が緩く様々な投資スキームが組成し易いとも言われています。

- 「要請に基づく情報交換」の枠組みを利用し、国税庁や国税局・税務署の職員が相手当局担当者と直接面談し、調査事案の詳細や解明すべきポイントなどについて説明・意見交換を行う情報交換ミーティングを開催しています。通常、租税条約等に基づく情報交換は、関係当局間での文書の送交付により実施することとなりますが、文書のやり取りのみでは外国税務当局の正確な理解を得ることが困難と見込まれる複雑な事案や、特に迅速な情報入手が必要な事案については、このような会合を開催することにより、情報交換の効果的・効率的な実施に努めています。

「要請に基づく情報交換」の活用例

☆ 【国税庁から外国税務当局に対して要請・受領した情報の活用例】

内国法人の法人税調査において、製品輸出先であるA国法人Bに対する売上値引き処理に不審点が見受けられたため、A国の税務当局に対して、真実の取引実態を把握するために、当該値引き処理に係る会計上の処理の確認を要請した。A当局が法人Bに接触し、会計処理及び取引実態を確認した結果、内国法人が主張する値引きの事実はなく、架空の売上値引きを計上していた事実を把握した。

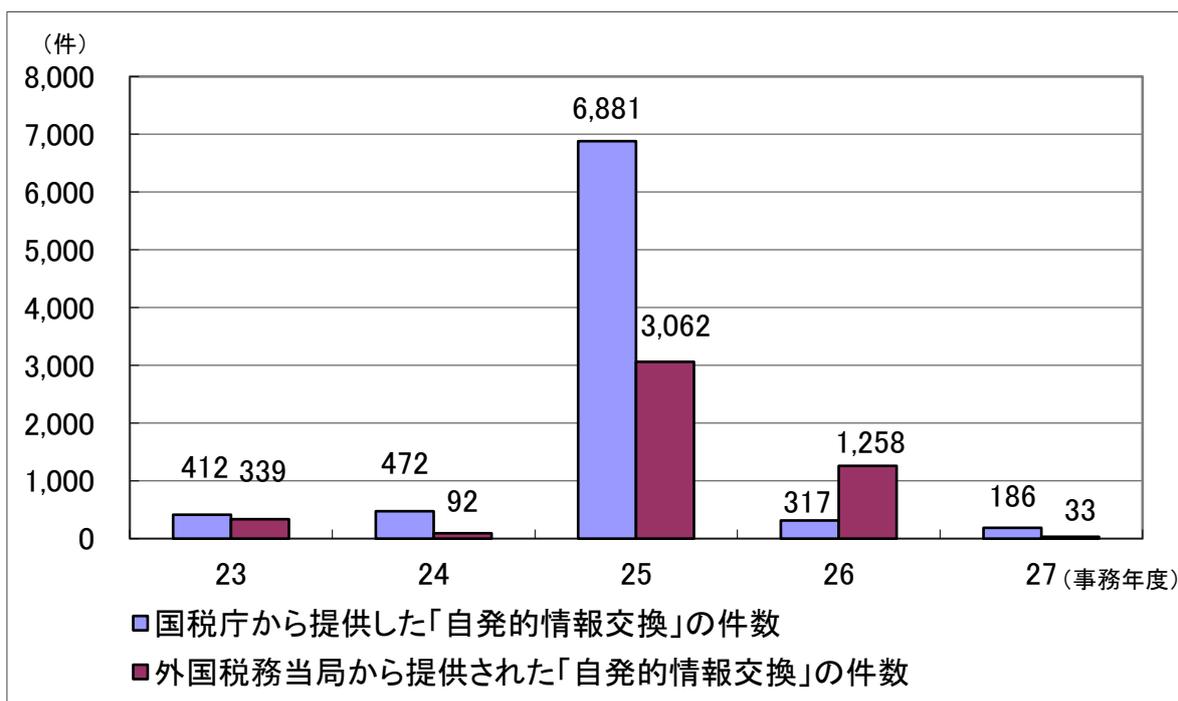
2. 「自発的情報交換」

【ポイント】

国際協力の観点から、租税条約等ネットワークを活用し、外国税務当局に対する自発的な情報提供を実施。

- 税務当局間における国際的な協力体制の強化が求められる中、国税庁としても外国税務当局に対する支援を積極的に行っています。
- 平成 27 事務年度に国税庁から外国税務当局に提供した「自発的情報交換」の件数は 186 件となっています。他方、外国税務当局から国税庁に提供された「自発的情報交換」の件数は 33 件となっています。

グラフ 3 「自発的情報交換」の件数の推移（平成 23～27 事務年度）



- 「自発的情報交換」は、自国の納税者に対する調査等の際に入手した情報で外国税務当局にとって有益と認められる情報を自発的に提供するものです。
- 近年、国境を越える経済取引、資産の移転等が活発化する中、国際的な脱税及び租税回避行為に対する取組が重要な課題となっており、現在、国際的な税務当局間の協力の法的枠組みである租税条約等のネットワークの拡充が進められています。

国税庁としても、国際協力の観点から、こうしたネットワークを活用して外国税務当局に対する支援としての「自発的情報交換」を積極的に実施しています。

「自発的情報交換」の実施例

☆ 【国税庁から外国税務当局に対して自発的に情報提供をした例】

内国法人の代表者が、C国に所在する法人Dから輸入した商品の仕入代金の一部を、C国に出張した際に現金で支払っており、法人Dにおいて現金支払分の売上の計上漏れが想定されたことから、この事実をC国の税務当局に提供した。

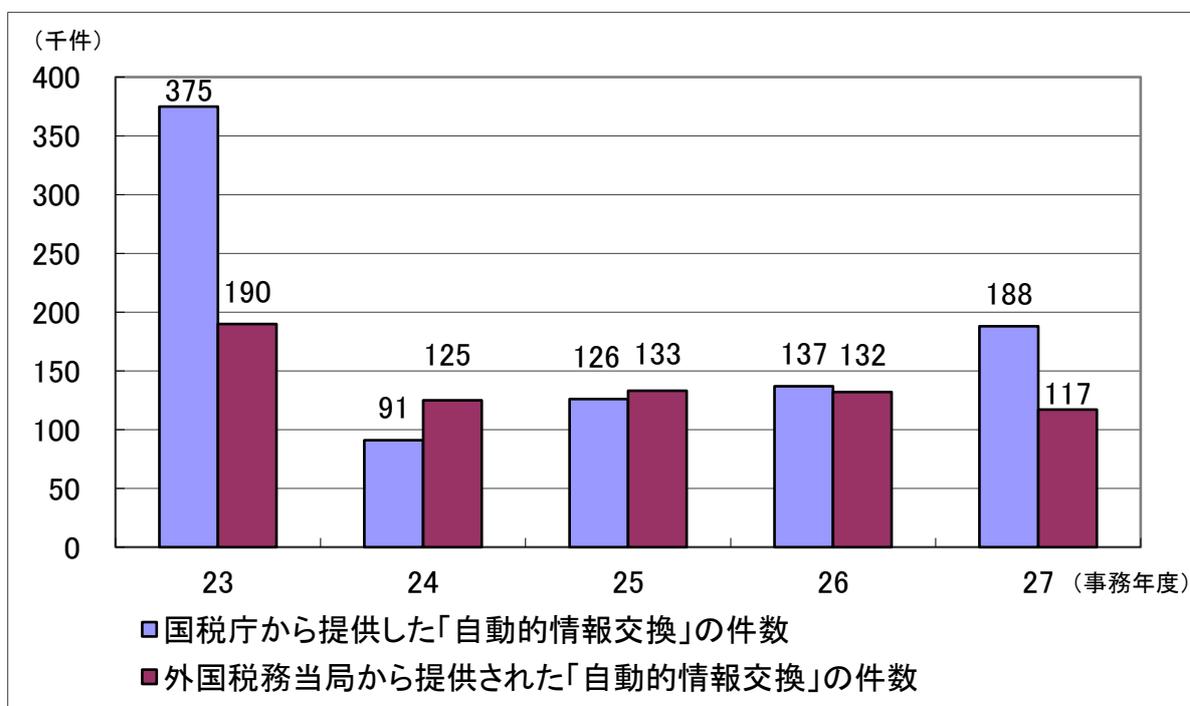
3. 「自動的情報交換」

【ポイント】

一定の支払について税務署への提出が義務付けられた資料（法定調書）から把握した非居住者等への支払等に関する情報を、外国税務当局との間で交換。海外投資所得の申告漏れの把握等に活用。

- 平成 27 年度に国税庁から外国税務当局に提供した「自動的情報交換」の件数は、約 18 万 8 千件となっています。他方、外国税務当局から国税庁に提供された「自動的情報交換」の件数は、約 11 万 7 千件となっています。

グラフ4 「自動的情報交換」件数の推移（平成 23～27 事務年度）



- 「自動的情報交換」は、法定調書から把握した非居住者等への支払等（利子、配当、不動産賃借料、無形資産の使用料、給与・報酬、株式の譲受対価等）に関する情報を、支払国の税務当局から受領国の税務当局へ一括して送付するものです。
- 国税庁では、外国税務当局から「自動的情報交換」により提供を受けた利子、配当等に関する情報を申告内容と照合し、海外投資所得や国外財産等について内容を確認する必要があると認められた場合には、税務調査を行うなど、効果的に活用しています。

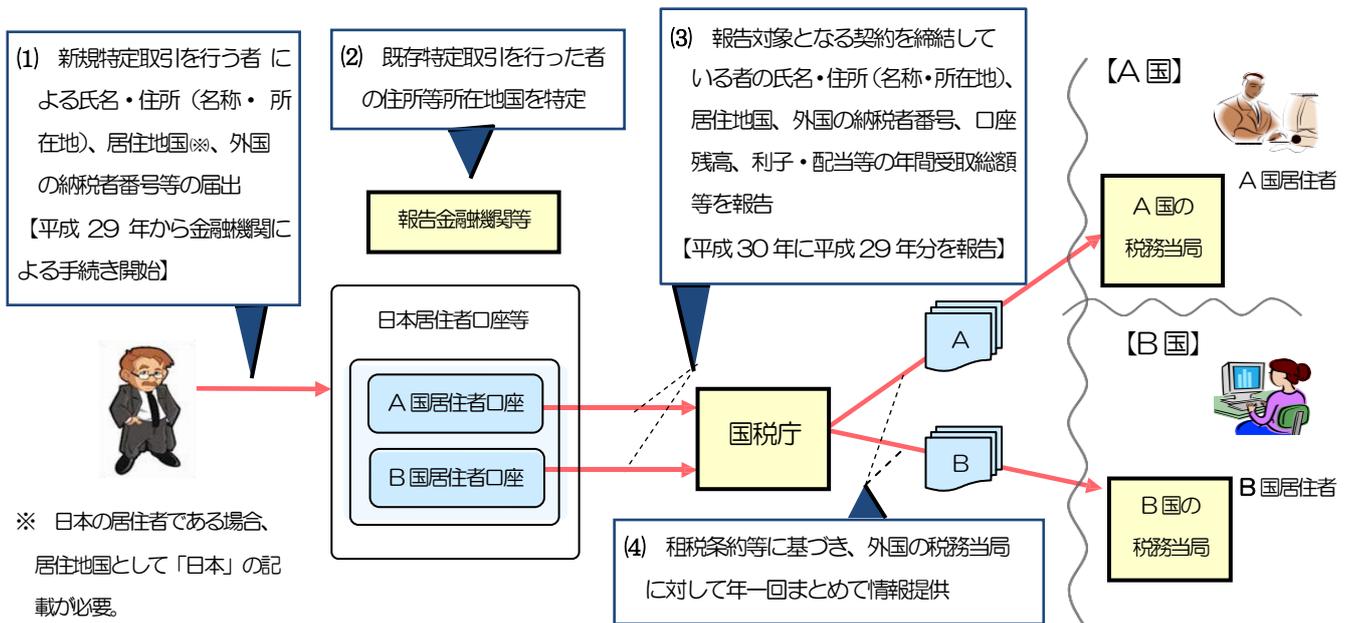
「自動的情報交換」の活用例

☆ 「自動的情報交換」により国税庁がE国の税務当局から入手した海外金融機関からの受取利子に関する資料を基に、日本の居住者Fの申告内容を確認したところ、E国のG銀行に預け入れた預金に係る利息が申告されていなかったことから、これを課税した。

4. 「共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）による非居住者金融口座情報の自動的交換の整備」

- 外国の金融機関を利用した国際的な脱税及び租税回避行為に対処するため、OECDは、平成26年に、非居住者に係る金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）及びその実施細則（コメンタリー）を公表し、G20がこれを承認しました。
- この基準によれば、各国の税務当局は、自国に所在する金融機関等から非居住者が保有する金融口座の口座残高、利子・配当等の年間受取総額等の情報の報告を受け、その情報を租税条約等に基づいて、その非居住者の居住地国の税務当局に提供することになります。平成28年11月現在、101か国・地域が、平成30年までにこの基準に従って自動的情報交換を開始することを表明しています。
- この基準に対応するため、我が国では、平成27年度税制改正において、国内に所在する金融機関等が口座保有者の氏名、住所、居住地国、外国の納税者番号、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等の情報を所轄税務署長に報告する制度を導入しました。同制度は平成29年1月1日から施行され、国内に所在する金融機関等は、平成30年以後、毎年4月30日までに特定の非居住者の金融口座情報を所轄税務署長に報告し、報告された金融口座情報は、租税条約等の情報交換規定に基づき、各国税務当局に提供されることとなります。
- また、国税庁も、外国の税務当局から、日本の居住者がその国の金融機関等に保有する金融口座の情報について幅広く提供を受けることとなりますので、外国の金融機関等を利用した脱税・租税回避の把握や防止、コンプライアンス向上に繋がることが期待されます。
- なお、本制度の詳細な内容を説明するため、国税庁ホームページに、「CRS コーナー」(<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/crs/index.htm>)を設置し、関連情報（リーフレット、FAQ、OECD 公開情報等）を掲載しているほか、金融機関や納税者に対する周知、広報に努めています。

非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度（イメージ）



自動的情報交換の実施時期に関する国際的な状況

2017年までに初回交換		2018年までに初回交換	
アイスランド アイルランド アルゼンチン イギリス (英) アンギラ (英) 英領バージン諸島 (英) ガーンジー (英) ケイマン諸島 (英) ジブラルタル (英) ジャージー (英) ターコス・カイコス諸島 (英) バミューダ (英) マン島 (英) モントセラト イタリア インド エストニア オランダ (蘭) キュラソー 韓国 キプロス ギリシャ クロアチア コロンビア サンマリノ スウェーデン スペイン スロバキア	スロベニア セーシェル チェコ デンマーク (丁) グリーンランド (丁) フェロー諸島 ドイツ トリニダード・トバゴ ニウエ ノルウェー パルバドス ハンガリー フィンランド フランス ブルガリア ベルギー ポーランド ポルトガル マルタ 南アフリカ メキシコ エトピア リトアニア リヒテンシュタイン ルーマニア ルクセンブルク [54か国・地域]	アラブ首長国連邦 アルバニア アンティグア・バーブーダ アンドラ イスラエル インドネシア ウルグアイ オーストラリア オーストリア (蘭) アルバ (蘭) セント・マーティン ガーナ カタール カナダ クウェート クック諸島 グレナダ コスタリカ サウジアラビア サモア シンガポール スイス セントクリストファー・ネイビス セントビンセント及びグレナディーン諸島 セントルシア 中国 (中) 香港 (中) マカオ	チリ ドミニカ トルコ ナウル 日本 ニューージーランド パナマ パナマ パーレーン ブラジル ブルネイ ベリーズ マーシャル諸島 マレーシア モナコ モーリシャス レバノン ロシア [47か国・地域]

《参考》

租税条約等に基づく情報交換ネットワークの現状

【ポイント】

租税に関する情報交換の重要性に関する世界的認識が高まる中、我が国の租税条約等のネットワークも、66条約等（102か国・地域に適用）まで拡大。

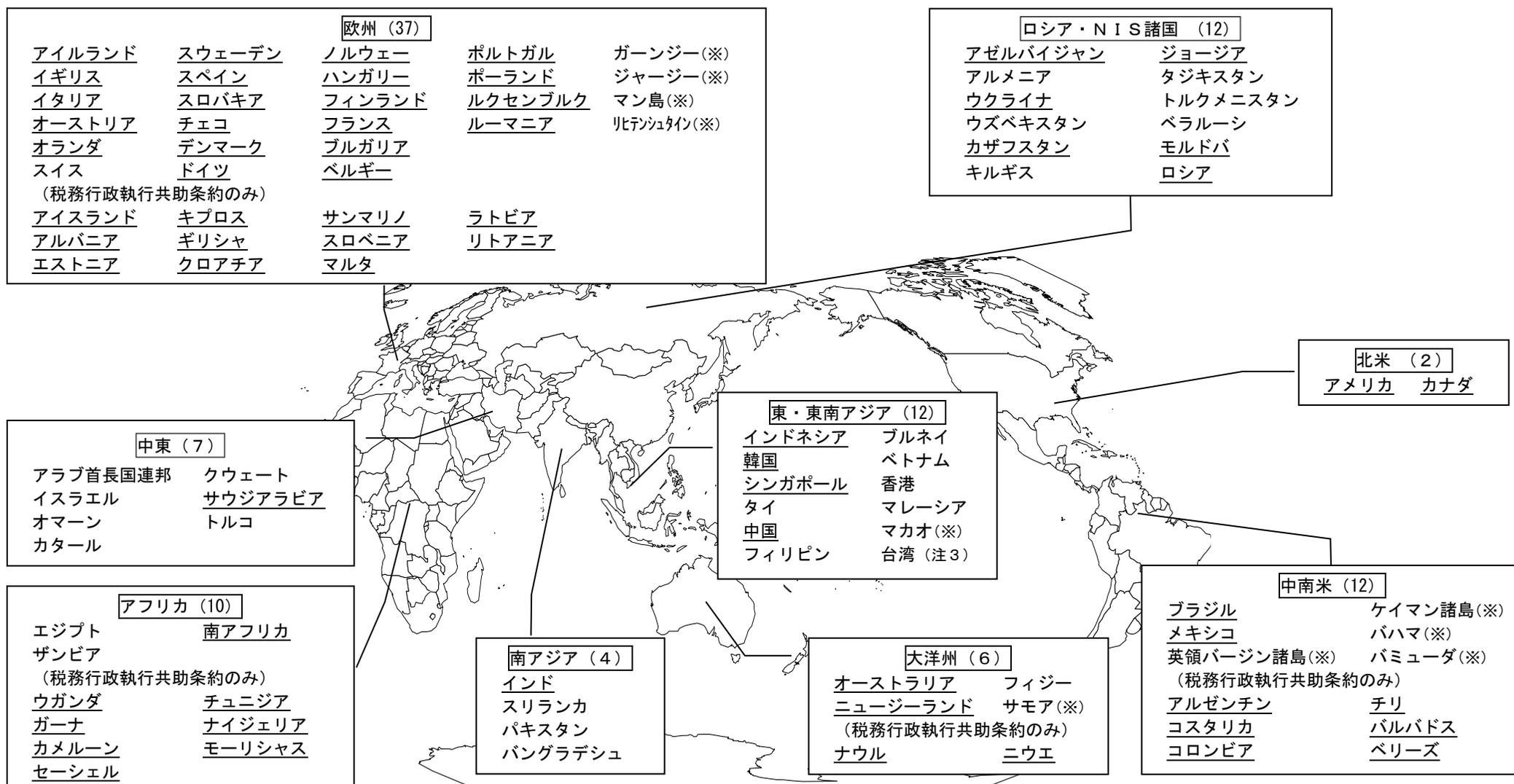
- 経済の国際化が進展する中、国際的な脱税及び租税回避行為への対応を強化するため、各国では、租税条約等に基づく情報交換の枠組みの拡大・強化が図られています。
- 我が国では、平成28年11月1日現在で、二国間・地域の枠組みとして65の租税条約等が発効済みとなっており、これらの租税条約等の全てに情報交換規定が設けられています。平成27事務年度においては、カタール（平成27年12月）及び台湾（平成28年6月）との租税条約等が発効しました。
- また、平成25年10月1日には、多国間の枠組みとして税務行政執行共助条約（以下「執行共助条約」といいます。）が我が国において発効しました。

執行共助条約は、本条約の締約国間で、租税に関する行政支援（情報交換・徴収共助・送達共助）を相互に行うための多国間条約であり、本条約を締約することにより、より多くの国と協力して国際的な脱税及び租税回避に適切に対処していくことが可能になります。

平成28年11月1日現在、執行共助条約が発効している国は、我が国を除いて66か国となっています。
- 二国間・地域の租税条約等及び多国間の執行共助条約を併せると、平成28年11月1日現在、発効済みの租税条約等の適用対象国・地域は102か国・地域となっており、国税庁としては、この租税条約等のネットワークを通じて積極的に情報交換に取り組んでまいります。

我が国の租税条約ネットワーク

《66 条約等、102 か国・地域／平成 28 年 11 月 1 日現在》



(注1) 税務行政執行共助条約が多数国間条約であること、及び旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約が複数国へ承継されていることから、条約等の数と国・地域数が一致しない。

(注2) 条約等の数、国・地域数の内訳は以下のとおり。

- ・二重課税の回避、脱税及び租税回避等への対応を主たる内容とする条約（いわゆる租税条約）：54本、65か国・地域
- ・租税に関する情報交換を主たる内容とする条約（いわゆる情報交換協定）：10本、10か国・地域（図中、(※)で表示）
- ・税務行政執行共助条約（締約国は我が国を除いて全66か国（図中、国名に下線）、うち我が国と二国間条約を締結していない国は26か国）
・日台民間租税取決め：1本、1地域

(注3) 台湾については、公益財団法人交流協会（日本側）と亜東関係協会（台湾側）との間の民間取決め及びその内容を日本国内で実施するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みを構築。